

1. 免許状の種類及び教科

本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科は、下表のとおりである。

学 部	学 科	免許状の種類	備 考
栄養学部	栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状	平成17年度入学者から適用
栄養学部	フードデザイン学科	栄養教諭二種免許状	平成25年度入学者から適用

2. 基礎資格と最低修得単位数

教職課程の履修希望者（教育職員免許状取得希望者）は、各学部・学科所定の卒業に必要な単位の他に、さらに下表のとおり教育職員免許法に定める必要科目について最低修得単位を修得しなければならない。なお「教職に関する科目」は一部の科目を除き卒業に必要な単位数（卒業要件）に算入されないため、履修計画を立てる上で注意が必要である。

また、このことに加え、栄養教諭一種免許状を取得するには、管理栄養士養成課程を修了し、栄養士免許を取得していることが条件であり、栄養教諭二種免許状を取得するには、栄養士養成課程を修了し、栄養士免許を取得していることが条件となる。

栄養教諭一種・二種免許状

科 目 区 分	単位数	備 考
「栄養に係る教育に関する科目」	4	4単位必修
「教職に関する科目」の 必修科目及び選択必修科目	27	必修科目21単位及び選択必修科目6単位の計27単位
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	10	必修科目10単位（卒業必修科目を含む）

◎免許取得に必要な授業科目については別表のとおりである。

シラバス検索ページ：

<https://koshien->

web.campusplan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx

[別表]

栄養教諭一種免許状取得に関する科目

施行規則に定める科目区分	本学開設科目	単位数			配当年次	備考	
		必修	選択	選択			
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養指導論	4			2年次		
教職に関する科目	教育原理		2		2年次	1科目選択必修	
	教育学概論		2		1年次		
	教職概論		2		1年次		
	教育の基礎的理解に関する科目	教諭		2		2年次	1科目選択必修
		教育行政学		2		1年次	
		教育社会学		2		1年次	
	道徳、総合的な学習の時間等内容及び生徒指導、教育相談に関する科目	学校の安全と地域連携	1			1年次	
		学習・発達論	2			1年次	
		特別支援教育総論	1			3年次	
		カリキュラム論	2			2年次	
		道徳教育論	2			2年次	
		総合的な学習の時間の理論と実践	1			3年次	
		特別活動論	2			3年次	
		教育方法・技術論	2			3年次	
		生徒指導論	2			2年次	
教育相談		2			3年次		
教育実践に関する科目	事前・事後指導	1			4年次		
	栄養教育実習	1			4年次		
	教職実践演習(栄養教諭)	2			4年次		
教育職員法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2			1年次		
	体育	2			1年次		
	スポーツ実技	2			1年次		
	スポーツ理論			2	1年次		
	外国語コミュニケーション	総合英語(前期)	②			1年次	
	情報機器の操作	総合英語(後期)	②			1年次	
	情報処理演習	②			1年次		

注) ○で囲んだ単位は卒業必修を表す。

栄養教諭二種免許状取得に関する科目

施行規則に定める科目区分	本学開設科目	単位数			配当年次	備考	
		必修	選択	選択			
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養指導論	4			2年次		
教職に関する科目	教育原理		2		2年次	1科目選択必修	
	教育学概論		2		1年次		
	教職概論		2		1年次		
	教育の基礎的理解に関する科目	教諭		2		2年次	1科目選択必修
		教育行政学		2		1年次	
		教育社会学		2		1年次	
	道徳、総合的な学習の時間等内容及び生徒指導、教育相談に関する科目	学校の安全と地域連携	1			1年次	
		学習・発達論	2			1年次	
		特別支援教育総論	1			3年次	
		カリキュラム論	2			2年次	
		道徳教育論	2			2年次	
		総合的な学習の時間の理論と実践	1			3年次	
		特別活動論	2			3年次	
		教育方法・技術論	2			3年次	
		生徒指導論	2			2年次	
教育相談		2			3年次		
教育実践に関する科目	事前・事後指導	1			4年次		
	栄養教育実習	1			4年次		
	教職実践演習(栄養教諭)	2			4年次		
教育職員法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2			1年次		
	体育	2			1年次		
	スポーツ実技	2			1年次		
	スポーツ理論			2	1年次		
	外国語コミュニケーション	総合英語(前期)	②			1年次	
	情報機器の操作	総合英語(後期)	②			1年次	
	コンピュータ演習	②			1年次		

注) ○で囲んだ単位は卒業必修を表す。

3. 栄養教育実習について

(1)履修資格

栄養教育実習の履修については「教職に就く強い意志を持っていることとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること」に加え、次のすべての要件を満たす者にのみ許可する。

栄養教諭一種免許状

栄養教育実習を履修しようとする者は、3年次進級時に栄養教育実習の子備登録をし、さらに4年次履修登録時に栄養教育実習の本登録をしなければならない。

【子備登録】

子備登録できる者は、3年次の履修登録時において原則として次の(a)、(b)の条件を満たしていなければならない。

- (a)1・2年次に開講された栄養教諭一種免許状取得に関する必修、選択必修の単位をすべて修得済みであること。
- ・栄養に係る教育に関する科目：4単位（必修）
 - ・教職に関する科目：15単位（必修単位9単位及び選択必修単位6単位）
 - ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：10単位（必修、卒業必修科目を含む）
- (b)1・2年次に開講された卒業必修科目の単位をすべて修得済みであること。
- ・総合教養科目：12科目（必修）
 - ・専門科目：37科目（必修）

【本登録】

本登録できる者は、前年に子備登録を済ませた者で、かつ4年次の履修登録時において次の(a)、(b)、(c)の条件を満たしていなければならない。

- (a)1・2・3年次に開講された栄養教諭一種免許状取得に関する必修、選択必修の単位をすべて修得済みであること。
- ・栄養に係る教育に関する科目：4単位（必修）
 - ・教職に関する科目：23単位（必修単位17単位及び選択必修単位6単位）
 - ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：10単位（必修、卒業必修科目を含む）
- (b)1・2・3年次に開講された卒業必修科目の単位をすべて修得済みであること。
- ・総合教養科目：12科目（必修）
 - ・専門科目：54科目（必修）
- (c)教育実習校から内諾を得ていること。ただし、教育委員会等から別途指示があった者は、その指示に従っていること。

栄養教諭二種免許状

栄養教育実習を履修しようとする者は、3年次進級時に栄養教育実習の子備登録をし、さらに4年次履修登録時に栄養教育実習の本登録をしなければならない。

【子備登録】

子備登録できる者は、3年次の履修登録時において原則として次の(a)、(b)の条件を満たしていなければならない。

- (a)1・2年次に開講された栄養教諭二種免許状取得に関する必修、選択必修の単位をすべて修得済みであること。
- ・栄養に係る教育に関する科目：4単位（必修）
 - ・教職に関する科目：15単位（必修単位9単位及び選択必修単位6単位）
 - ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：10単位（必修、卒業必修科目を含む）

(b)1・2年次に開講された卒業必修科目の単位をすべて修得済みであること。

・総合教養科目：10科目（必修）

・専門科目：31科目（必修）

【本登録】

本登録できる者は、前年に予備登録を済ませた者で、かつ4年次の履修登録時において次の(a)、(b)、(c)の条件を満たしていなければならない。

(a)1・2・3年次に開講された栄養教諭二種免許状取得に関する必修、選択必修の単位をすべて修得済みであること。

・栄養に係る教育に関する科目：4単位（必修）

・教職に関する科目：23単位（必修単位17単位及び選択必修単位6単位）

・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：10単位（必修、卒業必修科目を含む）

(b)1・2・3年次に開講された卒業必修科目の単位をすべて修得済みであること。

・総合教養科目：10科目（必修）

・専門科目：47科目（必修）

(c)教育実習校から内諾を得ていること。ただし、教育委員会等から別途指示があった者は、その指示に従っていること。

4. 教育実習について

(1)実施年次及び時期

4年次前期・後期（栄養教育実習：1週間）

(2)履修登録

前記「3. 栄養教育実習について」における「(1)履修資格」の要件を満たす者については、4年次4月に教育実習生名簿として発表する。

該当する者は間違いなく履修登録を完了すること。

教育実習生名簿に登録され、履修登録が完了した者であっても、履修登録後の学習・指導が十分できない場合は教育実習の許可を取り消すことがある。

(3)教育実習事前・事後指導

①教育実習事前指導

教育実習に向けて、教育実習担当教員より指導を行う。

時期：通常の4年次の4月～5月

②教育実習事後指導

教育実習終了後、教育実習担当教員より指導を行う。

時期：別途指示する。

(4)教育実習校について

栄養教諭一種・二種免許状取得に係る教育実習の希望者は、実習実施前年度に予備登録を行う。

予備登録を行った者は、原則として大学が紹介する学校園もしくは各自が実習を希望する学校園に赴き内諾を得なければならない。但し、教育委員会の指導により実習校が決定される場合にはその指導に従うこと。

(5)教育実習費について

教育実習生名簿に登録された者は、教育実習費を納入しなければならない。

一度納入した実習費は理由の如何にかかわらず返還しない。

実習費の納入時期・金額は別途通知する。